

製品のカーボンフットプリントに係るモデル事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

第5次和歌山県環境基本計画において、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換えに取り組むことが示されており、企業が自社製品のカーボンフットプリント（以下「CFP」という。）の算定を行い、消費者に伝える取組を推進することが必要である。

一方で、中小企業においては、CFP算定の経験がある者や知見がある者が少なく、CFPの普及やそれを活用した温室効果ガス（GHG）の排出削減に向けては、CFPの算定に係る人材の育成が急務となっている。

そこで、消費者が脱炭素に貢献する製品を選択できる社会の実現に向けて、業界団体や業界に広く影響力がある企業群によるCFP算定の体制構築を支援するとともに、商工会等支援機関及び大学等高等教育機関におけるCFPの算定に係る人材の育成支援を実施する。

本業務は、CFP算定に関する専門的な知識や経験が必要であり、かつ、適切な支援を実施できる運営体制が必要であるため、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。

2. 概要

- (1) 業務名 製品のカーボンフットプリントに係るモデル事業委託業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年8月4日から令和8年3月31日まで
- (4) 見積限度額 金4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 契約書 委託先として特定した事業者に対して別途作成

3. スケジュール

令和7年7月11日(金)～7月16日(水)	企画提案書作成に関する質問受付
令和7年7月18日(金)	質問回答
令和7年7月11日(金)～7月28日(月)	企画提案書の受付
令和7年7月31日(木)	審査会

※審査結果は、審査後、書面により速やかに参加者全員に通知します。

4. 参加資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

- (4) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (7) 和歌山県が行う入札に関する資格停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

5. 質問・回答

(1) 質問方法

質問書（様式1）を9の提出先にメールにより提出すること。

(2) 受付期間

令和7年7月11日（金）午前9時から令和7年7月16日（水）午後5時まで

(3) 回答

質問に対する回答については、質問者に令和7年7月18日（金）までにメールで送付するとともに、和歌山県ホームページに掲載することとし、当該回答により、本要領等を追加又は修正したものとする。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意） 6部

別添仕様書に従い、フルカラーA4判（A3判をA4判に折り込むことも可）で企画提案を作成すること。

なお、1業者1提案とする。

イ 提案者の概要が分かるもの（会社案内、本業務に類似する実績等） 6部

ウ 経費見積書（様式任意） 1部

見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とし、2(4)の見積限度額を超えないこと。

エ 誓約書（様式2） 1部

オ 委任状（様式3） 1部 ※提案事業者が本社でない場合

カ その他の書類 各1部 ※採用された提案事業者のみ

本公募型プロポーザルに採用された提案事業者は、採用後速やかに次の書類を提出すること。

なお、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者は、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しを提出することで、次の書類の提出を省略することができる。

(ア) 使用印鑑届（様式4） ※印鑑証明書を添付

(イ) 以下のうちいずれかの書類

- ・法人：登記事項証明書
- ・任意団体（法人格のない団体）：団体規約又は定款・役員名簿・事業活動報告書
- ・個人：住民票

（ウ）和歌山県税の全項目に未納がないことを確認できる証明書

（エ）消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる証明書

（2）提出方法 9の提出先に持参又は郵送で提出してください。

（3）提出期間

令和7年7月11日（金）午前9時から令和7年7月28日（月）午後5時まで必着（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時）

7. 審査

（1）審査方法

企画提案書及び20分程度のプレゼンテーション（質疑応答を含む。）により審査を行います。

審査は、和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員（以下「委員」という。）が行います。

（2）日時・方法（予定）

ア 日時 令和7年7月31日（木）午前10時00分から午前12時00分まで

※プレゼンテーションの時間は別途通知します。

イ 方法 オンライン（Microsoft Teams）

※参加 URL は別途通知します。

（3）契約候補者の選定

ア 審査の結果、最高評価点の提案者を契約候補者として選定する。

なお、同点の場合は、委員で協議し契約候補者を選定する。

イ 提案者が1者の場合においても審査する。

ウ 契約候補者と和歌山県が協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

なお、契約条件等が合致しない場合は、次点提案事業者を契約候補者に選定する。

（4）審査結果についての通知

採用・不採用に関わらず、書面により通知します。

8. その他留意事項

（1）一度提出した書類は返却しない。

（2）本公募型プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

（3）選定された事業者の企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、和歌山県に帰属する。

（4）選定されなかった事業者の企画提案書に係る著作権その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、当該事業者に帰属する。

- (5) 提出書類について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合、すべて参加者の責任とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、すべて参加者の責任とする。
- (7) 提案者に次の行為があった場合は、企画提案の審査対象から外れるものとする。
- ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して、提案内容を意図的に開示すること。
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (8) 選定された企画提案については、事業効果を高めるため、和歌山県と提案者が協議の上、一部変更する場合がある。

9. 各関係書類の提出先（問合せ先）

和歌山県 商工労働部 商工労働政策局 商工振興課

担当：商工支援班 山本

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

TEL：073-441-2740 FAX：073-422-1529

Mail：yamamoto_y0098@pref.wakayama.lg.jp